

声明史料としての『弾偽褒真鈔』

岩 田 宗 一

一 研究目的と資料〈序にかえて〉

天台声明の繼承者の一人、月藏房宰圓（一三世紀後半）が『弾偽褒真鈔¹⁵』真参照を著わした一二七五（建治元）年までには、彼の二代前の師匠、蓮入房湛智（一一六三—一二三七？）とその兄弟弟子蓮界房淨心（一二世紀後半—一三世紀前半）との対立にはじまる大原の声明家を二分しての熾烈な諍いが、未だ終息していかつた。このことは、この著の出現自体が何よりも雄弁に物語つていて云えよう。

それに加えて、さらに一二九年後の一九五（永仁三）年には源有房（一二五一一三一九）が歌論『野守鏡』を著わし、その中で當時興りつつあった狂歌や俳諧歌が伝統に従つていないと批難するに当つて、その例証に湛智とその声明を

引き合いに出して次のように述べてゐる。

「声明の曲のあらたまりはじめを尋ねれば、蓮入房といひし人、くはしく良忍上人の口伝をうけざりし流にて、たゞはかせにまかせて、大原の声明を興行せしよりして、上人の妙典をうしなへり。」

このことからも、湛智への批難が如何に執拗かつ長期に亘るものであつたかが分かる。

このような情況の中で湛智の流派を継ぐ宰圓が、止むにやまれぬ使命感に動かされて著わしたのがこの『弾偽褒真鈔』である。この中で宰圓は、湛智への批難がいわれなきものであることを主張し、淨心とその弟子光覚（生没年不詳）が記した文書への逐一の反駁という形式で湛智擁護論を展開している。その表題の中の「偽」は淨心・光覚の声

明とその文書を指し、「真」は湛智その人と、彼が良忍（一〇七三一一三三）以来の声明の正統であることを証す事例を指しているのであって、偽を糺し真を褒めるというこの著の意図を表明しているのである。

ところで、この『彈偽褒真鈔』はこれまで主として国文學者によつて文学史料として注目されてきた。中でも多賀宗隼氏は一九八一（昭和五六）年に叢山文庫蔵本（吉田藏書97-105）を翻刻の上、『國士館大學文學部人文學部紀要』13に収載された。また同氏は一九八五（昭和六〇）年にも同じ翻刻を論集『中世文化史・下—僧侶篇』（法藏館）に收められた。そのいづれも本文についての注記はないが、登場人名の索引と短い論評が添えられている。また新間進一・武石彰夫氏による叢山文庫吉田恒三写本の翻刻が、一九七〇（昭和四五）年に『古典文庫』第二八〇冊（中世仏教歌謡集・下）に收められている。こちらには論評はなく、人名索引のみが付せられている。

本書がこのように国文学の分野に注目者を得たのは、そこに登場する僧侶・公家たちの、日本史と文学史に占める重要性とその著名度の高さに大いに関係があるものと思われる。と同時に、さきの多賀氏がその論評の中で「要するに本書は発掘者次第で掘り当てるべき色々の鉱脈を埋蔵

しておられる」と述べておられる事例でも分かるように、その内容の多様性には目を見張るものがある。本稿は正に

図版Web非公開

『彈偽褒真鈔』（一部分—11ウ・12オ）
「魚山叢書」鼻五十三一大原勝林院蔵

その一つ、声明史料としての音楽的鉱脈を探し当てようとするものである。

もつとも、このような観点からこの著をとりあげ、紹介した例は皆無ではない。音楽学者で声明家の片岡義道氏は昭和三八年にレコード集『天台声明』(ボリドール)の解説本の中で、また同じく声明家の天納傳中氏は昭和六二年に『日本古典音乐文献解題』(講談社)と、昭和六三年の『弾偽褒真鈔』(叢山学院)の中でその概要を紹介されている。しかし、とくに前者ではこの著に対して然したる高い評価はなされていない。なぜならば、その内容が主として僧侶間の権威上の諂いがテーマであって、当時の声明の実態に迫り得る内容に乏しいと見做されているからである。後者は主として現在の大原声明の正統性を論ずる立場から、これを評価している。

本稿ではこれら先学との著に対する評価を踏えつつも、細部に亘る考察を加えることによって新しい角度からの評価の可能性を探ろうとするものである。この考察で依拠した資料の一つは『弾偽褒真鈔』(魚山叢書・鼻五十三一大原勝

林院藏)である。その奥書によれば応永三年勝林院蔵本から桂運写—亨保年中咸開写—文政四年広道写—天保一四年明倫写—嘉永元年覚秀写・他日桂運本と校合となつてい

る。

もう一本は『弾偽褒真抄』(叢山文庫藏複写本—延暦・内典・七・五六)である。こちらの方は奥書はないが、表紙に「良藝」とあり、その筆致と本文のそれとが一致するところから、大原南之房(のち淨蓮華院)住職で六回に亘って御懺法講に参勤した良芸(一三五三・正平八—一四二七・応永三四)の手になる可能性が強い。但し現在その原本の所在を確認する課題が残されている。なおこの資料は末尾に「他本ニ塔阿弥陀仏記之 塔アミタ仏者宰圓僧都事也」とあり、この添記によってこの写本以外の写本の存在と、宰圓の別称を知ることができるほか、魚山叢書の前記写本が桂運の書写からはじまって最終的には嘉永元年覚秀の書写によっているのに対し、この写本は桂運とほぼ同時代の良芸の書写とみるならば、現在のところ最も古い写本である可能性が強い。しかし原本が未確認のため、本稿での引用にあたつては、この写本を参考しつつも魚山叢書本を用いることとした。

二 伝承系譜に関する問題

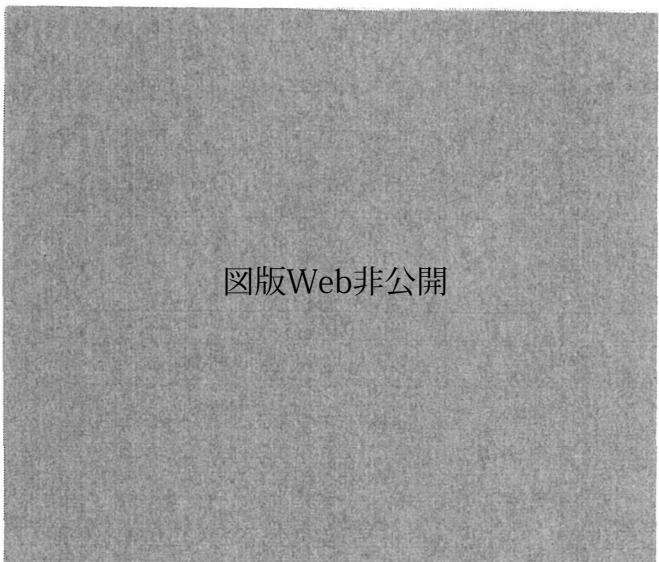
1、良忍から家寛へ

『弾偽褒真鈔』の中から声明史・音楽史に関連すると思



『魚山聲明相承血脉譜』(一部分) 勝林院蔵

われる部分を抽出して、その意味と意義を明らかにしていきたいが、まず声明伝承の上で最も問題点を内包している〈系譜〉に関する記述を辿ってみよう。事実、本書の記述もそこから始つてるのであるのであって、この系譜の問題が声明家にとって如何に大きな意味を持ち、重大的な関心事で



『諸聲明口傳隨聞及注之』(魚山叢書・耳二十九)より「聲明血脉事」

あるかということを示している。以下、ほぼ本書の順序に従つて抽出するが、その際、登場する声明家の相互の関係の理解に資するため、二種類の血脉譜を参考することとした。一つは大原勝林院に伝わる『魚山聲明相承血脉譜』で

あり、他の一つは『諸聲明口伝隨聞及注之』（文永九年四月十八日始之魚山末流圓珠—魚山叢書・耳二十九—文政十三年秀辨写—大原勝林院藏）に収載されている「17頁参照聲明・血脉事」である。前者については関連部分を、後者は全体を掲げた。

『彈偽褒真鈔』に登場する声明家のうち、「魚山聲明相承血脉譜」に記載せられている人物は三十人を超えており。その様子は「譜」の人の右肩に●印で表し、本稿中の人名の参考番号を付しておいた。なお引用ならばに要約は「」で表し、引用箇所の原本の丁数と表（オ）裏（ウ）を末尾に付す。また右の行間には読者の便宜を計って振り仮名または漢字を記しておいた。さらに固有名詞の別称を記した場合もある。

まず慈覚大師圓仁（七九四—八六四）の名は、この著の中間部に觀蓮房寂忍の言として

「來迎院恒例仏事正月十四日慈覺大師御報恩ノ曼陀羅供ノ座ニ兩人トモニ着座セラレタリケルニ」
というように出ている。当時の來迎院の仏事例とともに、¹⁵それに同席した「兩人」すなわち蓮入房湛智と蓮界房淨心¹²が、声明曲「普賢讚」のテムポのとり方をめぐって諍つたとの伝聞を、続く文で記している。

つぎに良忍の名は彼の兄の良賀と、さらにその師匠であ

る嚴纂とともに出ている。良賀は嚴纂の四人の弟子の一人

であり、良忍はその良賀の実弟で、かつ弟子でもあったと記している。¹⁷さきの多賀宗隼氏は論評の中で、この良賀と良忍の兄弟関係は、この『彈偽褒真抄』によつて明らかになつたとされている。さらに良忍について宰圓は、

〔大凡〕延暦寺「オホヨソ近代山門ノ聲明ハ良忍上人ヲ本トス此ノ上人元モトハコレ觀山東塔ノ東谷阿弥陀房ノ堂僧トナン申ケル」

と述べ、

〔戒本聲明ノ元祖〕

としている。本来この声明は圓仁に始まるのであるが、宰圓の時代につながる声明の祖は全て良忍であるとの当時の声明家全般の認識が表われていると考えられる。この記述につづいては、

「常行堂声明モ萱尾大原トテ両流ニテアリケルカ萱尾ノ流ハタエニケルトカヤ萱尾トイフモオナシク東谷下禪林房ノ堂僧尋宴ト申人ノチニ遁世シテ无動寺ノフモトカヤ尾ノ云居後トトイフ所ニ井ラレタリケル今マテ東谷ニハ正月五日ノ遠忌ニ温室ヲコナフ也大原本願モ長音供養文ハ尋宴ニ習ハレタリケリトミユルナリ」¹⁸

と記している。尋宴は『魚山聲明相承血脉譜』に掲載されているが本稿では良忍以降の部分を掲げた。ちなみに温室は浴湯のことである。

この良忍の声明上の弟子として四人の名が挙げられ、それぞれについての紹介が行なわれている。

(要約) 「良忍の弟子の一人、堯運房は多武峯の僧頗澄のことで、その弟子には妙音院入道藤原師長¹⁷・信濃法橋玄澄¹⁰・筑前守有安¹¹がいる。二人目の叡泉は法勝寺の僧で、その声明は淨土寺あたりに伝わったが今は絶えた。三人目の家寛⁴は東塔南谷の常樂院の堂僧であつたが、後に瓦坂に住した。彼は密教とその修法の師匠であり、僧位は法印に到つた。四人目の淨蓮房覚応²は中山の僧である。」このうち家寛に関しては、最範⁵という僧の言として

「小童ニテ瓦坂ニ同宿シテ見シカハコトニ悉曇ヲ心ニ縣ラレタリキ」

と載せている。この家寛の弟子に慈心房智俊⁷と相模阿闍梨行家らがいるが、その次の代の蓮入房湛智¹⁵と蓮界房淨心¹²の二人の対立が、この『弾偽褒真鈔』の中心テーマである。

2、行家か智俊か

声明伝承上の問題点を整理すれば、①誰から伝授を受

けたのか、②正確に伝授を受けたか否かの二点に絞られると考える。『弾偽褒真鈔』から、この二つに関連する記述を抽出していくことにしよう。まず著者宰圓は

「蓮界房淨心ト申シハ直ニ法印ニナラハレタリケルニヤ」
レドモ法印ノ弟子行家阿闍梨ニナラハレタリケルニヤ」

と切り込んでいる。すなわち淨心は家寛に声明を習つたと云い触らしているが、そうではなくて、家寛の弟子行家に習つたのではないか、というのである。これは淨心自身が書いたものと思われる『蓮界房記』(現存せず)への反駁として述べられている。

(淨心)「蓮界房記云慈心房之傳説ト某^{それがし}之存知ト多有相違存外事也度々雖話未決是非依之弟^詰第二傳從慈心坊所受學蓮入房湛智之時^時弥^以異說繁多也先爲宗聲明等皆以不似先師音曲也可傷^ミ等^{四ウ}」

ここでは直接には自分(淨心)が家寛に習つたとは云つていながら、慈心房智俊の伝を第一の伝(正統でない、家寛からの正確な伝でない)と云い、湛智はその智俊から習つたから家寛の声明と似ていない異説である、と決めつけている。宰圓は、これへの反証として叡禪からの伝聞をつぎに掲げている。

(要約) 「淨心が習つたという家寛は、そのころは老大家

だつたので孫弟子に教えるようなことはなかつたはずだ。

湛智も幼少のころ家寛の坊にときには行つたことがあるが、あなたは何時習つたのか、と湛智が淨心に向つて云つたところ、淨心が答えて、（行家）相模阿闍梨の部屋で習つたので、きっと家寛も聽かれたにちがいない。習つたのと同じなので、そう云うのだ」と云つたのを叡禪が聞いたと語つた」^{四ウ}_{五オ}

このようなりとりは、一見、他愛ないようと思われるが、このあと展開の伏線となつてゐると云えるのである。

また叡禪の語つたこととして、つぎのように続けてゐる。

淨心が梵網戒品声明を慈鎮和尚に伝授したことを湛智が聞いて、淨心に向つて

「タレニ相伝セラレタルゾ」^{五ウ}
〔慈心坊ニハシメノ一段ハカリウケタリシ時オクハタ
同^{五ウ}只^{五ウ}、オナシ事ナレハ」¹⁹

と問うたところ、

〔智俊^{智俊}始^{智俊}計^計受^受、^{容易}、^難、^況、^初、^行、^再、^三校合シタランスラ猶事ユキカタシマシテハシメノ一段ハカリヲ受テイカテカタヤス」と答えたと云う。ちなみに「奥」は「その先」の意に用いている。湛智はこれに対しても

「戒品ノ曲タヤスカラス再三校合シタランスラ猶事ユキカタシマシテハシメノ一段ハカリヲ受テイカテカタヤス」と答えたと云う。ちなみに「奥」は「その先」の意に用いている。湛智はこれに対しても

ク貴人ニハサツケタテマツラレタルゾ^{授奉}_{五ウ}

と憤つたとある。ここでは淨心はこの戒品は智俊に習つたことを認めているが、淨心の声明伝承に対する安易な態度を浮き立たせている。

つぎにこの淨心の弟子である光覚の、これも湛智流を批難する文書を載せておこう。

「光覚大僧都記云……而慈心坊所學粗有蒙昧欲故今異說

不同出來也其故ハ慈心坊ハ非管絃者間闇調子音律等然而只懶勸伝受候故也……于時蓮入坊任本諾目出ク詠シ繼^{六オウ}リ」²⁰

この文によつて光覚もまた智俊を、淨心がした以上に強く批難していることが分かる。と同時に智俊が雅楽に詳くないことを批難の理由の一つに挙げているのは注目すべきである。その一方で湛智が雅楽に秀れていることを逆に湛智への批難の材料としているのである。「本諾に任せて」の意味するところも湛智が雅楽理論で諸博士を解釈して声明曲を変えてしまつたとしているのであって、そこには矛盾が見られる。これに対して宰圓は、

〔智俊^{智俊}家寛^{家寛}哀^哀行^行、^是程^程、^{コトニ法印シキリニ}称美シテアハレ相模房カコレホトノ器量ト思ハンニ何事思テントノミヅ子ニ申サレケリ〕

と家寛の言を揚げ、
誇

「ソレヲシトケナシトソシラン事ノ法印ニマサリタル大原ノ古老誰人哉中古以来加様ニ可被申人アルベントコソ覚エ待ラ子行家阿闍梨セイ、コソ器量ヨクモナキ人ナリケレ」と反撃している。ところでこれに統いて

「誠ニ法印ノオイ付法ノ弟子ナレハ正統トハ申ス可ヘケレ
ト加様ノ事ハ必スシモ親族ニハヨラヌコト也」

トあるは、家寛と淨心の縁籍関係を述べており、淨心が自らこそ正統と主張する根拠の一つとなつていたことを示している。

また湛智が雅楽に合うように声明曲を変えてしまつたと
いう批難に対し

「湛智セイ、智後チホ、伝蓮入房ハ慈心房ヨリツタヘタル音曲ニツキテ管絃ニ符合スルヤウヲ申サレタルニテコソアレサレハトテ本曲ヲ改アラタメラレタル事ヤハ侍ル蓮入房ハ殊ニ自由ノ曲ヲイタマレケル人トナハオ」

と述べ、湛智こそ自由勝手に声明曲を変えることを嫌つたと強調している。その例証としてつぎのように記している。

「慈鎮和尚セイジンメシアリケレトモマイラスシテヤマレタル事召有、止是嚴在ハ和尚ハ御器量聰敏ニイカメシクオハシマシテコノ曲ヲ

ハトセムト思ソカクセント思ソナトト云事ヲツ子ニ仰事ア

等常シナレハ御前ニテ子細申ヘキニモアラスサレハトテ自由如何ハハイカ、センスルトテマイラレサリケル也ケニモ九方便等ノ音曲和尚ノ御ヤウハ別ノ事ニテ侍リ懺法ナトノ曲ヲモハシメテツクリ出サセ給ケルハサニヤトヲシハカラル、也」

すなわちこれを要約すれば、「湛智は慈鎮和尚から声明指導の要請を受けたが断つた。その理由は同和尚は声明曲の旋律などについて、こうすれば、ああすればといつも云われるらしいので、曲を自由に変えることを嫌つてのことである。九方便という声明曲も和尚の唱え方はそれまでと異なり、如法經・西方懺法の曲も自分で作られたのを見ても、湛智が断つた理由が分かろうというのだ」と述べている。そして、

「(湛智が)目出ク詠シツカレタリト云ハ輕慢ニヤ返ミ大原ニ誰人申ヘシトモ寛ヘス古老ノ人ノカクソシランニハ何ナニトシテカハ彼二寺ミナコノ流ニナルヘキヤ還返ス可ヘキ事也」

と結んでいる。事実、大原声明は数代を経ずして全て湛智流となるのである。

ここで宰圓は自らの声明の伝承上の確かさ、すなわち系譜上の正統性について単に血脉譜からだけでは知ることのできない事情を述べている。

〔明證房²⁶湛智²⁷〕

書 博士 付

外

伝

タルビタル也ソレハ思ハサルホカニ真如堂ニツタハリテ

アル也事次第マコトニオホロケナラス大事ニ形モハレケ

相祐²⁸良契²⁹

徒

ルト先師法印大輔僧都ミナ明證房ニシタカヒカタノコト

習

間

クナラヒテ侍リシカ音律ノアヒタノ子細不審トモノアリ

故

相祐³⁰

從

シユヘニ明證房ノ吹拳ニヨリテ故大進法印ニハシタカヒ

三〇ウ

三一オ

タリキ」

宰圓はこの記述によって自らの師匠である大進法印相祐²⁸の、声明家としての資質の優れていたことを主張するところに、続いて

〔要旨〕 「湛智が、全ての声明曲を伝受した弟子に対し、

惣印信^{いんじん}という本来、密教秘法すべてを伝授した弟子に与える証文^{三二オウ}を^{三一オウ}えたが、相祐はその惣印信を湛智から受けている」

と付け加えることも忘れなかつた。

三 声明理論と実唱

1、声明譜と実唱

『彈偽褒真鈔』は声明理論に関わるやりとりを伝えているが、その中から声明譜の機能とその限界をめぐる部分を見ていくことにしよう。まず光覚記はつぎのように述べている。

〔光覚記¹湛智〕

智俊

蓮入房所用慈心房之音曲ニハ宛不似也九

我身依管絃者只一反聞之笛穴等注之指手タル間同音之所作等之長短不似例也如懺法者參会セシ女御殿御懺法之時

仙尊少ミ令教導之後事外直也^{八ウ・九オ}。

ここでは仙尊¹⁶といふ僧都が同じ智俊の弟子でありながら湛智と異なつた伝承であつたことを示唆しているが、宰圓はこれに對して

〔譜例¹湛智〕

三反

毎度ニ唵字ヲ誦スル事ハ仙尊ノ説ヨリ出キ

16

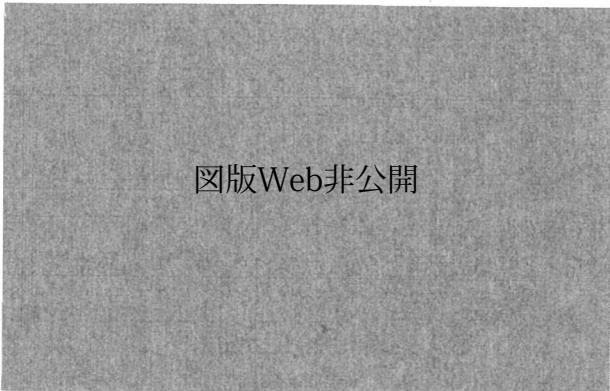
良忍

以来

タルト承ル^{一〇オ}本願上人ヨリコノカタ大原ノ法則ニ三反内

ノウチ初反計

ニクシウツクシ真言ニトリテハ正流也ソレモ初反ハカリコソ唵ノ字ハ誦セラレ侍レ……サレハタ、三反ナラム讚ニハシメハカリニ唵字ハアリテ後ニハアルマント



図版Web非公開

譜例1 『魚山六卷帖』(勝林院蔵)
宗淵版・静洞註記本〈四智讀梵語〉

云
イフ誠證ニソナルヘキ」
成
一一オ

と反論している。このうち四智讀とはこの場合梵語¹による
讀であつて、現在では三反も繰り返えして唱えることはま
ずないが、当時は列讀・合讀・行道讀として唱えられたこ
とを示している。現在では列讀・行道讀として唱える場合
があり、そ
のときの二
反目では唵
の字を唱え
ない。光覺
記は続く。

「同記云
横川堂僧
経因堅者¹⁴
同慈心房^{智俊}
の声明之
弟子也而
件堅者於
來迎院親
云近代當延曆寺

ハ皆以不似昔也尤不便事也是則蓮入房之門流令繁昌故欽
當時声明ハ違故慈心房之音曲ニモ離来迎院旧儀ニモ皆以
新聲明也可傷々云々此説ハ直不聞之或人之物語也」
これは人伝の話として記されているのであるが、要約す
れば「横川の経因が云うには、最近の延暦寺の声明はこと
ごとく昔と似ていません。それは湛智流が盛んとなつたから
である。現在の声明は湛智のものとも来迎院の古いものと
も違つた新声明となつてゐることである。このように
経因が云つたと或人から聞いた」というのである。当然、
宰圓は反論する。

(要約) 「智俊は老後の子の禪觀房印快^{行?}¹³を経因に預けて出
家させた。声明に関しては印快が幼少なので経因に声明
書をゆずつて、後日の指導を托したが、経因が声明師と
いうことは誰も思っていなかつた。彼の後継者もない。
経因は、自分が智俊の書籍を伝えてゐるのに人々は湛智
のみを敬うので嫉妬してそのように云つてゐるのだ。況
んや人伝の話は作りごとであろう」

光覺記は最後にかなり長文を費して論陣を張つてゐる。
(要約) 「湛智が唱える声明曲、始段唄・九條錫杖・云何
唄・長音供養文等はことごとく良忍上人の譜と違つてい

る。その譜には家寛⁴を経て行家へ伝わった行家本と、有安に伝わった有安本がある。自分は行家本を借りて書写したので湛智所用本との相違が分かるのである。淨心もこの時、書写した。その本も自分の許にある。行家の許にあつた良忍自筆本は今は印圓の許にあると聞く。もし湛智が良忍の伝統に従つていると云うのであれば、もう一本別の説に基づく自筆本があつたということになるが、そのようなものがあろうはずがない。湛智の声明は（本説妄乱ノ新曲）と云うほかない。しかし彼は雅楽の達人であるから音楽理論によく通じている。たとえ新曲であつても、きっと理論に叶つてゐるであろうし、人々の耳をも引きつけることであろう。自分は声明のよしあしを評したのではない」

ここで淨心と光覚の「記」の掲載は終つてゐるのであるが、宰圓はこのあと部分でこの両記への反論を続けつつ、自らの音楽観・芸術観をもとに声明論を展開する。本文を原文や要約によつて紹介しつつ、その様子を見ていくことにしよう。まず宰圓は、

湛智
良忍
（今蓮入房ノ音曲本願ノ譜ニソムカレタルトコロハイカテカアルベキイスクフタカヒタリトハ申サル、ゾヤ）

すなわち湛智の唱える声明のどこが、どのように良忍の譜

と違うと云うのか、と述べ、

「オホヨソ聲塵ハ耳根所對ノ境博士ハコレ色塵眼根所對ノ境也聲塵ヲ目ニミルヘキヤウノナケレハ面授口決ノ、チ癡忘ニソナヘンタメニ聲ノアカリサカリヲ繪ニカキアラハシタルヲ博士トハ云也タ、シコレ約束シタルモノ也コレヲ本トシテ聲ノスカタノタカフソタカハヌソト云フ事無案内ノイタストコロ也又笛ノ穴モ一律七聲ノコトハリアルカニユヘニ穴ハカリニテコエノ色ハサテ／＼ミニマシキ也」

と法華經の六根六境の説を引用した上で、本来音声は目に見えぬものであつて、師匠から面と向つて口伝えに授かつた曲を、後に忘れないために一定の約束に従つて「声ノアカリサカリ」を書き留めたのが譜博士であるとし、譜博士のみを頼つて、ふしが違う違わぬと論ずるのは博士の意味を理解しない者の云うことである。笛の穴も同様であつて、一つの穴から出る音は七つの音階音に属するのであるから、それだけでは調やその中のどの音（五音以外の音）を示しているのかなど、旋律のかたちは見えないものである。というのである。

この部分は宰圓の声明観、ひいては音楽観のうち最も重

要な部分であると思われる。この時代までに、我国において音と楽譜との関係についてこのように明確にその本質的な相違を指摘した例はめずらしいといふべきである。ヨーロッパの徹底した合理主義の結晶の一つとしての近代五線譜に慣されている者にとっては、この文書は大きな衝撃ではなかろうか。しかし五線譜と所詮この宰圓の指摘から決して逃れることはできないことも事実である。五線譜といえども「面授口決ノ、チ癡忘ニソナヘンタメ」のものであるという本質に何ら変りはないと考えられる。さらにここで注目すべきは「声ノアカリサカリ」である。すなわち声明のみならず、わが国の声楽にあつては、その譜の大部 分は拍やリズムを表現することにはほとんど努力が向けられて来なかつたことである。声楽に携わる人々が楽譜に期待するのは声の上り下り、大まかな旋律の姿であった。楽譜に対して備忘以上の役割りを与えたし期待しなかつたのである。音楽とは「聴くこと」であるといふ、音楽の本質を極めて正確に捉えていたことを示しているといつて良いだろう。

2、旋律と音律

音楽理論の柱の一つとも云うべき旋律と音律の問題につ

いても宰圓はつぎのように述べている。

「始段唄^{〔譜例2〕}^{〔見18〕}」^{〔有〕}多
カハスコソアリシカコレラニハ^{〔是〕}等^{〔為習〕}タルオホク承タルニイトモタ

レハ正宮テユタノト大由ニユリテセラル、ハカリコソ

不同ニテ侍ルメレ」

^{〔譜例2〕}

これを要約すれば「声明曲「始段唄」」を光覚が唱えるのを何度も聴いたが、ひどく違つてはいなかつた。しかし自分

は変宮で唱えてきたところを光覚は正宮でゆつくりと大由

でやつてゐるところだけは違つてゐた」と述べてゐる。始

段唄^{〔譜例2〕}の正宮・変宮とはどの部分を指してゐるのであらうか。

確かにこの曲には正宮より低い変宮が頻繁に現われるが、

もしこれを正宮で唱えれば本来の宮（正宮）が浮き上つて、

旋律構造全体が崩解することになる。また正宮を変宮にすればヘンリイ^{〔ヘンリイ〕}が正宮以外の位置に現われ、この旋律型の特

性である宮徵に現われるという原則が崩れる上、他の旋律との連結もぎくしゃくとしたものになる。むしろここの部

分は正宮で唱えたという光覚の方が正しいことになる。ちなみにもう一つ、「大由」とは「妙」「色」各字の末尾に現われる「大

二・小三」という旋律型のうちの「大二」で通常の「ユリ」よりも時間をかけて大きく波状に搖る旋律のことを指して

いると考えられる。さらに、



図版Web非公開

譜例2 『魚山六卷帖』(勝林院蔵) 宗淵版・静洞註記本〈始段唄〉

「宮変宮ハハ」博
 カセニミエワ
 カヌ者也笛ノ
 穴モ六ト下ト
 ノトコロニソ
 ノ所六ト下ト
 別ナルヤウナ
 ルサナキトコ
 ロニテハ宮変
 宮ハ同穴ノノ
 ケク、ミニテ
 アレハ笛ノ穴
 ニモソレモ博
 士ニハミワカ
 ス事也」

分からぬとしている。ただ、六と下については現在云うところの「責和」と混同しているふしがある。すなわち「ノケ」「フクラ」とはあごの「つき出し」と「引き」によって半音を吹き分けることであるが、「セメ」は息を強く吹きつけて一オクターヴ上位音を得ることであり、「フクラ」は通常に得られる音を云うからである。その際、六と下のみ指づかいが変化することは事実であるが、半音の相違はやはり「ノケ」「ク、ミ」によるのであって、この場合は指づかいは変らないのである。このあと変徵・変宮をめぐる諍いの模様の記事を拾つてみると、

「蓮界房ノカタニハ宮徵ヨリシテ二律サカリタルヲ變徵
 変宮トハイヘリ蓮入房ハ宮徵ノ変ハ一律ノ上下ニテコソ
 アレニ律マテノキナンハ變徵變宮ニアラストイフ」

として一律・二律の相違の存在を述べ、

「蓮界房ノカタニ申ハ妙音院ノ御説也胸憶ニアラス蓮入房モハシメツカタハソノ定ニ思ハレタリケルヲ律書ヲ考
 ンカヘ五大院ノ御积ノ分明ナルニツキテノチニ申カヘラレタルナン重々子細アル事也」

と、湛智自身が変更したとあるのは興味深い。現在天台宗声明では変徵變宮の変とは一律下位音を指しているが、こ

から、笛穴名だけではいずれかの違いが出せる

れを二律とする説が根強くあったことが知れる。

つぎに宰圓は声明曲〈長音九條錫杖〉^{譜例3}について次のように

記している。

「正本ニハ笛穴ツケラレタリソレハ平調ニテアルナリシ然良忍本付

カアレトモ常ノ時ノ現行ハ平調ニハシニクキ者也ウエハ高タカウ下タハヒクキテヨロシカラス蓮界房モ平調ニハイ

何カセラレケンソノスエノ人ミモ平調ニセラレタル事未タ承ハラス本願ノ笛穴ヲソムクナラバ平調ニセサ

ラン人ミハミナノ御譜ニソムキタルニテアルベキ也」

これを要約すれば「良忍の声明本には笛譜が付けられていて、それによればこの〈長音九條錫杖〉は平調という調子である。しかし唱えにくいで平調で唱える人は少ない。もし良忍の譜に背いていると云うのであれば平調で唱えていない人は皆、良忍に背いていることになるではないか。淨心もその弟子たちも平調で唱えていとは聞いていない」ということになる。ここで注目すべきは現在大原魚山

にはこの平調を指示した〈長音九條錫杖〉の声明譜は見当らないことである。しかし譜例3に掲げた同曲譜には、その曲頭に「手執錫杖等初ノ一段ハ常ノ三條錫杖ノ如シ」とあり、その〈三條錫杖〉譜の方には平調とあるので、〈九條〉が平調であったことが分かる。しかしその〈三條〉も

図版Web非公開

譜例3 『長音九條錫杖』(魚山叢書・眼十四) 勝林院蔵

現在では一越調で唱えられており、『天台声明大成・上』（多紀道忍・吉田恒三共編一九三五刊）にも一越調で採譜せられている。また〈長音九條錫杖〉は現在では天台宗でもこれを唱える法要儀式は絶えていて、この曲は廃絶したも同然だが、片岡義道氏が『天台声明大成・下』（多紀・吉田共編一九五五刊）に採譜を収載している。それによれば盤渉調となっている。このように移調がすでに湛智・淨心の時代から半ば公然と行なわれていたことを知ることができ

3、声明家の資質と個性

宰圓は声明伝承上の重要問題の一つである声明家の資質と個性の問題について、次のように述べている。

(要旨) 「湛智の声明が彼の師匠智俊のそれと全く何もかもが同じというわけではないだろう。また良忍がどのようなくな唱えぶりであつたかは、既にることはできない。」とした上で

「大スカタ、ニタカハスハ相違ト申ヘキニアラズ」^可_{モウ}

と云い、また

(要約) 「旋律について言うならば、家寛4が始めたものも多いのではないか。〈錫杖〉にも公任卿の説などと云う

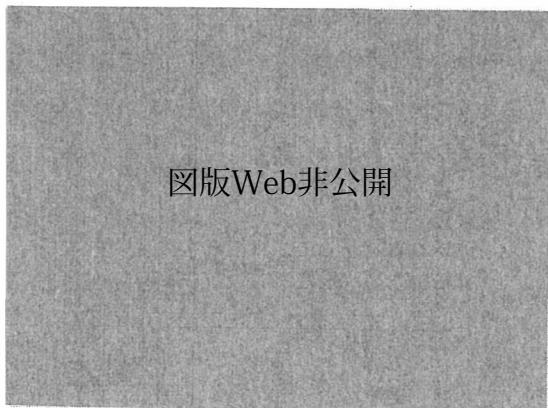
のがあるが、これも公任が始めたのではないのか。だから淨心・湛智の声明のどちらが違つていると、一方のみを批難しようとは思わない」

と、湛智が新声明を始めたとの批難に立ち向うとともに、「故法印相祐²⁸申シハ師範ニヒシト似タラムコソヨカルヘケレ只我共似スハタ、ワカモノニスヘキ也人ノモチタル物ヲアツカリタルヤウニスルハ口惜キ事也」^{二二〇}

と伝承についての本質を衝いた相祐の考え方を取り入れているのである。このうち、〈大スカタ〉という表現は一見あいまいさを包んでいるが、旋律の骨組みとなる音について云つてみると考るべきであろう。音声には個々人の持つ表現や表情上の個性、そしてそれらと不可分の関係にある旋律への装飾音の付け方や曲のテムポ、さらには発声法と音色といった諸要素が一体となつてること、それが音楽の特性であることを云い表わしたものと理解すべきではなかろうか。とくに最後の言葉は声明のみならず、芸術全般に亘る根本命題を提起したものと云つてよいのではないだろうか。

さて光覚の声明家としての力量について述べた部分があ

る。(俄
「ニハカニ光覚共奉セラレタリキイト面目カマシカリキ



図版Web非公開
譜例4 『魚山六卷帖』勝林院蔵
宗淵版・静洞註記本〈仏讃〉

猛 タケキニ
ソハ雨ノ
宰圓は大原
の状況につ
いて
「オホヨ
リキ」
とあ
る。

譜例5 移
損
ソ時合行ナレハ仏讃ヨリシテ百字讃ニウツル所出シソコ
ナハレタリ異説カトモ思ヘキニサル事ノ侍ルソカシ「二四ウ
供養会(金剛界胎藏界と共に供養)で連続して唱える声
明曲である。仏讃は下無ではじまり終り近くで黄鐘調とな
り、黄鐘(宮)で終り、そのまま黄鐘調の百字讃へと続く
と彼の失敗を揚げている。この仏讃・百字讃は合行曼陀羅

が、光覚は
ここで△二
律アガリタ
リキ「ニ四ウ
リキ」とあ
る。

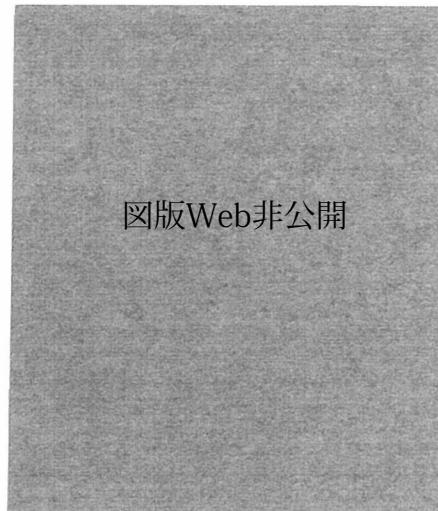
ように工夫
されている

宰圓は大原
の状況につ
いて
「オホヨ
リキ」
とあ
る。

猛 タケキニ
ソハ雨ノ
宰圓は大原
の状況につ
いて
「オホヨ
リキ」
とあ
る。

蓮ノ大ナルヲシリハチスノサカリナルニ蓮
カルカコトク大原ノ来迎院勝林院一向ニ蓮入房ノ流ニナ
リテ蓮界房ト云事ハ夢ニモ侍ラス」
と云い切り、さらに

一蓮界房ノ庵室ニハ契圓律師トイフ人井タリシカ身ハ蓮淨
心跡居湛智也」
界房ノアトニラリナカラ曲ハ蓮入房ニテアリシ也」
とだめを押している。このあとも淨心一門に対する容赦の
ない反駁が続くのであるが、その中のいくつかを要約して
みよう。まず宰圓の師匠相祐の兄弟弟子明證房叡禪の言と



図版Web非公開
譜例5 『魚山六卷帖』勝林院蔵宗淵
版・静洞註記本〈百字讃〉

して

(要約) 「淨心と湛智が来迎院の曼陀羅供に共に参勤したとき^{二六ウ}に普賢讚という声明曲を唱える早さについて諍つた」^{二七ウ}

「もし湛智が慈鎮和尚に招かれたときに行つておれば、青蓮院^{二七ウ}もきっと湛智流になつていたにちがいない。口惜しいことだ」¹⁹

と伝えている。このことは青蓮院がかなり後までも淨心流を伝えたことを語っている。またとえ伝承していない曲があつたからと云つてその声明家の資質が問われるわけでない²⁰と次のように語つている。

(要約) 「西林院御所に両人が参勤の折、湛智が舍利讚嘆

の後二段を知らなかつたということがあつた。また湛智

流には中音供養文・心略漢語讚などがなくて淨心流にはある。しかしこの二曲は最近の曲で家寛も門下も全く聞いたことがない。^{静?}上蓮房覺応²¹が唱え始めたというではないか。このうち中音供養文は法勝寺での八万四千基塔供養会のときに慈鎮和尚の求めで最宣が唱えたと云う。このようなことは昔はなかつたことだ」

弁じてあるが、同時に曲の成立や伝承経路などの

記述が含まれている点が注目される。しかもこれらの声明

が、

〔三井寺^{二九オ}〕ノ聲明ニソ似テ侍ルメルコレラノ源コトク

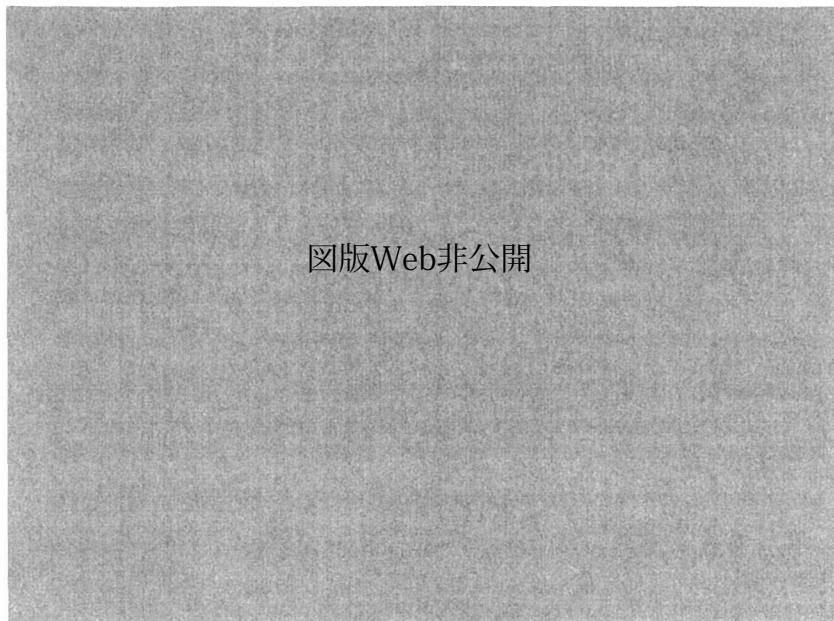
不審也」

として、別系統の声明であつたことを示唆している。すなわちこの時点ですでに山門(延暦寺)流と寺門(園城寺)流の声明上の相異が存在していたことを記している。また個々の声明曲に関する事柄として

「行家口決之持地偈ハ究竟秘事也故太政入道殿^{二十四}……秘藏セシモノヲタヤスク人ニサツクヘカラスト被仰也^{二六ウ}……サレド瓦坂^{二六ウ}ノ後白川院に注進せラレタル秘曲ノウチニハノラス」

とある。これによつて持地偈が秘曲中の秘曲として扱われ

ていたことと、それにもかかわらず家寛が一一七二年(承安二)または翌年に後白河法皇に撰上した声明集の中の秘曲のうちには入つていなかつたことが明らかとなつた。この声明集に掲げられた家寛の序文は、後年版行された「六卷帖」の序文に引きつがれて伝わつてゐるが、その本体は不詳である。この記述はその内容に触れている点からも重要である。さらに声明曲(法華讚嘆)²²〔別称「新句」²³〕と〔三



図版Web非公開

譜例 6 『天台声明』解説本片岡義道採譜より構成〈三十二相〉・楽〈散吟打球樂〉



図版Web非公開

譜例 7 『魚山六卷帖』(勝林院蔵) 宗淵版・
静洞註記本〈法華讚嘆〉

十二相譜例 6
モ
オ
ホ
ツ
カ
ナ
シ
樂
始
ハ
商
ノ
聲
ヨ
リ
イ
テ
羽
音
ヨ
リ
ハ
始
申
シ
マ

一相譜例 7
「薪句
ノ倍臚
ニア合
フヤウ
ノアルソ
ト蓮界
ノ流ニ
是レ

について、つぎのように記している。

ル中間ノ音曲モアフトモオホヘスアノ廿二相ノ面輪端正
 譜例⁶
 ノ句ハイトモ樂ニハアハ子トモシアハスレハコレモソノ
 例
 タメシニヤアランサレトソレモ曲ノイツルコエ句ノト、
 マル所ハユキアフ者也倍臚ハ句トモノト、マルモイタウ
 合
 アハスヤ文字ノカスハカリナトヲアハセムニハナニノ曲
 モアヒナンモノヲ」

譜例⁷のようく「法花經」の法が平調の羽（一越D音）の「小曲」という旋律型で始まるのに對し、雅樂曲（倍臚）は付所から平調の商（下無Fis音）で始まる。また「ツカエテソエシ」のツでも同様のことが生じる。さらに声明曲（世二相）の面輪端正⁸の句はとても雅樂曲（散吟打球樂）とは合わない。それでもまだ世二相と雅樂の方が句の段落では合っているが、薪句と倍臚ではひどく合わないではないか。文字の数（音節）と雅樂曲の拍子を合わせただけならば、どのような曲でも合うというものだ、と淨心流の薪句と倍臚の合奏に疑議を表明しているのである。

結語

この『彈偽褒真鈔』は、良忍から宰圓³¹までの實に變化に富んだ時代の天台宗大原流聲明の全てを語っているわけで

はないが、声明史・音樂史に関する、本稿でも未だ汲み尽せぬ内容を持っている。この書に同じ湛智の著「声明用心集」や、その後に続く喜淵の「諸声明口伝隨聞及注之」などを相互に補完し合うならば、さらに当時の声明の実態に迫り得るものと考えられる。

本稿における考察によつて明らかになつた事柄を挙げれば次のようになるであろう。変宮変徵の音位・「ユリ」の形態・テムポ・笛穴譜の解釈などの相異が、旋律の型や表情をえるほどの相異と感受されていたこと、慈鎮和尚の権勢の強さが、声明系譜のみならず声明そのものにも濃い影を落していったことである。

なおこの書から期せずして「堂僧」の実態が浮び上つてきたことも一つの収穫であった。これまで親鸞の比叡山修学中については單に堂僧と云うのみで、その実態は不詳であつたが、この書に云う堂僧はその堂坊の儀式に參勤し、声明を唱え、中には声明家として一家を成す僧のあつたことが尋宴・良忍・家寛・経因らの例に示されている。時期的にはほぼ同じであることも注目されるべきである。今後さらに掘り下げていくことを期している。